

目的外使用に伴う立木補償金算定要領

令和3年6月16日一部改訂
島根県林業公社内規

第1 趣 旨

島根県林業公社（以下「公社」という）の分収造林契約地（以下「契約地」という）において、第三者が造林以外の目的のためにその土地を利用（以下「目的外使用」という）することによって、契約地に植栽された樹木の区域（以下「植栽区域」という）が減少する場合には、契約当事者の共有物である植栽木に係る補償金を請求する必要があることから、その補償金の算定方法を定める。

第2 立木補償金の算定基準

植栽区域が減少した場合には、当該植栽木に投下した借入金を償還する必要が生じることから、その償還額を林業公社が求める補償金額とし、その額を基準として算定した造林者と造林地所有者の補償額を加えたものを共有者全体の補償額とする。

第3. 立木補償金の計算手順

- ① 分収林管理システム上の植栽区域の現況面積を確認し、それに対する目的外使用に係る面積の率を求める。
- ② 計算に用いる目的外使用の面積は、契約地ごとに求め、㎡単位で申請された面積の合計をha単位に換算し、小数点以下第3位を四捨五入したものとする。
- ③ システムの事業実績一覧表から、過年度に当該契約地の植栽区域に投下された累計投資額（合計）と累計補助金額（補助金累計）を求め、その差額を借入元金相当額とする。
- ④ ③で求められた植栽区域全体の借入元金相当額に①で求めた率を乗じ、目的外使用に係る借入金相当額を求め、この額を費用負担者である公社が受領すべき補償額とする。
- ⑤ ④で求めた公社の補償額を基に、造林地所有者及び造林者の補償額を求める。
 - ・造林地所有者の補償額 = [公社の補償額 / 公社の分収割合] × 造林地所有者の分収割合
 - ・造林者の補償額 = [公社の補償額 / 公社の分収割合] × 造林者の分収割合
- ⑥ ④及び⑤で求めた各契約当事者の補償額を合計した金額を公社が算定する共有者全体の補償額とする。

第4. 立木補償金の請求額

原則として、「第3により算定した補償金の額」と「目的外使用の申請者が算定した補償金の額」を比較し、いずれか高い額を立木補償金の請求額とする。

ただし、公社事業に貢献する施設等を設置するための行為を行う場合には、協議の上、公社が算定した補償金の額を下回った額を補償金とする場合がある。